

三木町指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定三木町介護予防・生活支援サービス事業者(以下「事業者」という。)の指定を受けようとする者に係る事前協議の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、介護保険法(平成9年法律123号)及び三木町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で使用する用語の例による。

(事前協議手続の対象とする居宅サービス等の種類)

第3条 次に掲げる指定地域密着型サービス等に係る事業者の指定を受けようとする者(以下「事業実施予定者」という。)は、当該事業を実施しようとする事業所が、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例又は三木町通所型サービスAの人員、設備運営に関する基準を定める要綱(以下「基準等」という。)または三木町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に適合するものであるかどうかについて、あらかじめ町長に協議することができる。

- (1) 夜間対応型訪問介護
- (2) 認知症対応型通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (8) 介護小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型通所介護
- (10) 介護予防認知症対応型通所介護
- (11) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (12) 介護予防認知症対応型共同生活介護
- (13) 介護予防通所介護相当サービス
- (14) 通所型サービスA

(協議手続)

第4条 事業実施予定者は、第3条の規定による協議を行う場合は、事業所の工事に着手する前に、指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 定款その他の基本約款
- (2) 事業所の設置予定地の位置図

- (3) 事業所の設置予定地の公図の写し及び土地登記事項証明書
- (4) 既存の建物を事業所として利用する場合にあっては、建物の登記事項証明書
- (5) 事業所の建物の計画平面図
- (6) 事業所の開設スケジュールがわかる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類又は図面

(回答)

第5条 町長は、前条の規定による協議があったときは、基準等に適合するものであるかどうかを審査し、事業実施予定者に対して、文書により回答するものとする。

(協議内容の変更)

第6条 事業実施予定者は、前条の規定による回答の後、協議内容に変更が生じたため、変更があった事項に係る協議を行う場合は、指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る事前協議事項変更協議書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の変更協議書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 変更後の内容が分かる書類又は図面
- (2) その他町長が必要と認める書類又は図面

3 前条の規定は、第1項に規定する協議について準用する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。